

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和1年10月3日(2019.10.3)

【公表番号】特表2018-533618(P2018-533618A)

【公表日】平成30年11月15日(2018.11.15)

【年通号数】公開・登録公報2018-044

【出願番号】特願2018-529732(P2018-529732)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/352 (2006.01)

A 6 1 P 21/00 (2006.01)

A 6 1 K 9/06 (2006.01)

A 6 1 K 9/08 (2006.01)

A 6 1 K 9/48 (2006.01)

A 6 1 K 9/107 (2006.01)

A 6 1 K 47/14 (2006.01)

A 6 1 K 47/44 (2017.01)

A 6 1 K 47/24 (2006.01)

A 2 3 L 33/10 (2016.01)

【F I】

A 6 1 K 31/352

A 6 1 P 21/00

A 6 1 K 9/06

A 6 1 K 9/08

A 6 1 K 9/48

A 6 1 K 9/107

A 6 1 K 47/14

A 6 1 K 47/44

A 6 1 K 47/24

A 2 3 L 33/10

【手続補正書】

【提出日】令和1年8月26日(2019.8.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

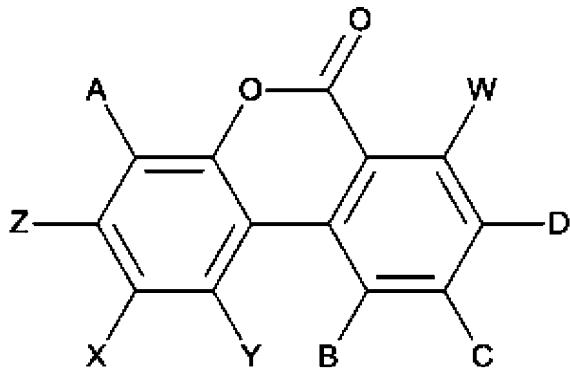
【請求項1】

a) 中鎖トリグリセライドと、

b) 式(I)の化合物またはその塩と

を含む組成物であって、

【化1】



(I)

式中、

A、B、CおよびDがそれぞれ独立してHおよびOHから選択され、
 W、XおよびYがそれぞれ独立してHおよびOHから選択され、且つ、
 ZがHおよびOHから選択される、組成物。

【請求項2】

前記式(I)の化合物がウロリチンAである、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

前記式(I)の化合物が、

(i) 0.5～50μmの範囲内にあるD₅₀のサイズ、および5～100μmの範囲内にあるD₉₀のサイズを有するか、

(ii) 0.5～20μmの範囲内にあるD₅₀のサイズ、および5～50μmの範囲内にあるD₉₀のサイズを有するか、

(iii) 1.0～10μmの範囲内にあるD₅₀のサイズ、および5～20μmの範囲内にあるD₉₀のサイズを有するか、

(iv) 50μm未満であるD₅₀のサイズ、および75μm未満のD₉₀のサイズを有するか、

(v) 25μm未満であるD₅₀のサイズ、および50μm未満のD₉₀のサイズを有するか、

(vi) 10μm未満であるD₅₀のサイズ、および25μm未満のD₉₀のサイズを有するか、

(vii) 10μm未満であるD₅₀のサイズ、および15μm未満のD₉₀のサイズを有するか、

(viii) 0.5～1.0μmの範囲内にあるD₁₀、2.8～5.5μmの範囲内にあるD₅₀のサイズ、および8.2～16.0μmの範囲内にあるD₉₀のサイズを有するか、または

(ix) 10μm未満であるD₅₀のサイズ、および20μm未満のD₉₀のサイズを有する、

請求項1または2に記載の組成物。

【請求項4】

前記中鎖トリグリセライドが、

(i) 前記組成物の20～99重量%を占めるか、

(ii) 前記組成物の20～60重量%を占めるか、

(iii) 前記組成物の30～80重量%を占めるか、または

(iv) 前記組成物の30～40重量%を占める、

請求項1～3のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項5】

前記中鎖トリグリセライド成分と前記ウロリチンとの重量比が0.5～3.1の範

囲内にある、請求項 1 ~ 4 のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 6】

前記中鎖トリグリセライドがカプリル酸および / またはカプリン酸を含む、および / または前記中鎖トリグリセライドが、ココヤシオイル、パーム油および乳製品の脂肪から選択される原料から誘導される、請求項 1 ~ 5 のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 7】

前記中鎖トリグリセライドが、C 6 が 0 . 5 % 以下、C 8 が 5 5 ~ 6 5 %、C 1 0 が 3 5 ~ 4 5 %、および C 1 2 が 1 . 5 % 以下の比率で存在する脂肪酸鎖を有するトリグリセライド類の混合物を含む、請求項 6 に記載の組成物。

【請求項 8】

乳化剤を更に含む、請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 9】

前記乳化剤が、ホスファチジルコリンの原料である、請求項 8 に記載の組成物。

【請求項 10】

ホスファチジルコリンの前記原料がレシチンであり、且つ

- (i) 前記組成物の 0 . 5 ~ 8 0 重量 % を占めるか、
- (ii) 前記組成物の 1 ~ 4 0 重量 % を占めるか、または
- (iii) 前記組成物の 3 0 ~ 4 0 重量 % を占める、

請求項 9 に記載の組成物。

【請求項 11】

安定剤 (例えば、モノステアリン酸グリセリン) を更に含む、請求項 1 ~ 1 0 のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 12】

前記組成物が、固形 (例えば、棒剤) 、半固形 (例えば、ソフトジェル、カプセル (例えば、硬質カプセル) もしくはドライジェ) 、または液体 (乳剤を含む) の形態である、請求項 1 ~ 1 1 のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 13】

薬品、栄養補助食品、機能食品もしくは医療食としての用途のための、請求項 1 ~ 1 2 のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 14】

筋骨格疾患もしくは障害 ; 筋消耗 ; ミオパシー ; デュシェンヌ型筋ジストロフィおよび他のジストロフィなどの神経筋疾患 ; 筋減少症 (例えば急性筋減少症) ; 筋収縮症および / またはカヘキシーから選択される、筋関連の病的状態の治療および / または予防に用いられる薬品としての用途のための、請求項 1 3 に記載の組成物。

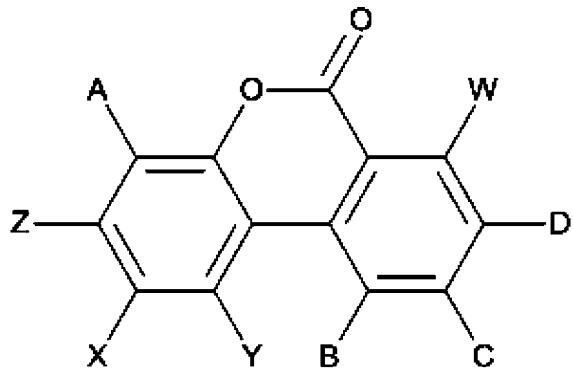
【請求項 15】

被験者における、筋性能の強化、持久能力の改善、または筋機能の減損を改善、維持または低減させるための請求項 1 ~ 1 2 のいずれか一項に記載の組成物であって、前記被験者が、たとえば加齢による筋機能の低下、加齢による筋減少症、加齢による筋消耗、身体的疲労、筋疲労を患い、および / または虚弱または前虚弱である、組成物。

【請求項 16】

式 (I) の化合物またはその塩であって、

【化2】



(I)

式中、

A、B、CおよびDがそれぞれ独立してHおよびOHから選択され、
 W、XおよびYがそれぞれ独立してHおよびOHから選択され、且つ、
 ZがHおよびOHから選択され、且つ前記化合物または塩が、

(i) 0.5~50 μmの範囲内にあるD₅₀のサイズ、および5~100 μmの範囲内にあるD₉₀のサイズを有するか、

(ii) 0.5~1.0 μmの範囲内にあるD₁₀、2.8~5.5 μmの範囲内にあるD₅₀のサイズ、および8.2~16.0 μmの範囲内にあるD₉₀のサイズを有するか、

(iii) 0.5~20 μmの範囲内にあるD₅₀のサイズ、および5~50 μmの範囲内にあるD₉₀のサイズを有するか、

(iv) 1.0~10 μmの範囲内にあるD₅₀のサイズ、および5~20 μmの範囲内にあるD₉₀のサイズを有するか、

(v) 50 μm未満であるD₅₀のサイズ、および75 μm未満のD₉₀のサイズを有するか、

(vi) 25 μm未満であるD₅₀のサイズ、および50 μm未満のD₉₀のサイズを有するか、

(vii) 10 μm未満であるD₅₀のサイズ、および25 μm未満のD₉₀のサイズを有するか、

(viii) 10 μm未満であるD₅₀のサイズ、および15 μm未満のD₉₀のサイズを有するか、または

(ix) 10 μm未満であるD₅₀のサイズ、および20 μm未満のD₉₀のサイズを有する、

式(I)の化合物またはその塩。